

# 健康増進法と労働安全衛生法による受動喫煙防止対策の関係

## 〔健康増進法第25条〕

目的	受動喫煙による健康障害防止	受動喫煙防止対策のあり方に関する検討会 報告書
措置	施設を管理する者に、努力義務	基本的な方向性として、多数の者が利用する公共的な空間については、原則として全面禁煙であるべき。

## 〔労働安全衛生法〕

目的	健康障害の防止	
措置	労働安全衛生規則 第3編 衛生基準	事務所衛生基準規則 (事務所の環境管理)
	受動喫煙の防止について、規定なし	

### 快適な職場環境の形成

職場における喫煙対策のためのガイドライン

- ・喫煙室を設ける場合、可能な限り非喫煙場所にたばこの煙が漏れない喫煙室を推奨
- ・喫煙室等へ向かう気流の風速を0.2m/s以上、職場の浮遊粉じんの濃度を0.15mg/m<sup>3</sup>以下とする

施設	官公庁	学校、体育館、病院、劇場、鉄道駅、事務所、飲食店、旅館 等
利用者	・利用者、学生 ・職員等	・事業者 ・労働者等

施設	事務所、工場、作業場
利用者	・事業者、労働者 ・関係会社の労働者等